

令和4年度事業報告

令和4年度の日本経済は、春にまん延防止等重点措置が解除されて以降、ウイズコロナの下で個人消費や民間企業の設備投資などでコロナ禍前の水準に向けて回復傾向がみられ、秋以降には、第7波の感染拡大という逆風を受けながらも個人消費に持ち直しが見られました。経済正常化へ向けた取り組みが始まる一方で、半導体不足等による自動車の生産調整の影響等もあって、輸出や生産の持ち直しに足踏みがみられており、GDPの水準は感染症流行前の水準を下回る状態が続きました。

世界経済の状況をみると、コロナ禍からの世界的な需要回復が続く中、令和4年春のロシアによるウクライナ侵略を契機として原材料等の需給が逼迫し、国際商品市場で価格が上昇したことなどを背景として、世界的に物価上昇がみられました。

自動車整備業界においては、整備需要の分母となる国内の自動車保有台数は、令和5年1月末現在、約8,282万台と前年同月比25万9千台、0.31%の増加となっているものの、エネルギーや物価高等のコスト上昇や自動車の生産調整等の影響、中長期的には人口減少とともに高齢者の運転免許証の返納等を含む、運転免許保有者数の減少が見込まれ、依然として厳しい状況が続いております。

日整連が発行した令和4年度版自動車整備白書によると、総整備売上高は、5兆7,388億円、前年度と比較すると1,878億円(3.4%)増と2年ぶりに増加しました。作業内容別では、「車検整備」が2.6%増、「定期点検整備」が3.4%増、「事故整備」が4.0%増、「その他整備」が4.0%増と、いずれも増加しました。

また、特定整備制度への対応を急ぐ追加認証取得の動きも継続しており、自動車整備業界に新たな市場と競争が生まれました。

整備業界の人材確保においては、若者の車離れや少子高齢化も相まって人材不足はますます深刻化し、女性整備士や外国人材といった新たなアプローチも注目されました。

他方では、自動車の著しい進歩に併せた高度で確実な診断・整備技術の習得が求められるなど、整備業界には新たな社会的使命が課せられております。

自動車整備業界を取り巻く環境は常に変化しており、自動車の安全確保と環境保全はもとより、コロナ禍の中にあっても自動車特定整備事業の適正化と定期点検整備の普及促進を図るとともに、整備業界の活性化及び会員サービスの充実に向けて、令和4年度に当振興会が実施した事業の概要は、以下のとおりです。

1. 「意見公表、調査研究」

自動車ユーザーに対する点検・整備及び検査制度に対する要望と問題点をとりまとめ、当振興会としての意見を行政庁並びに日整連に具申するとともに、整備事業に関する関係法令の情報収集を行い、実態に即した適切な運用・改善を要望するとともに、整備事業者等への情報提供に努めました。

また、今後の整備業界の動向を推し測るべく各種調査・解析等を実施し、結果を公表しました。

2. 「広報活動」

会報誌「静整振情報」を編集・発行し、情報提供に努めました。

定期点検整備の促進をより効果的に行うため、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」と協調して、令和4年9月から11月までの3ヶ月間を重点取り組み期間として、テレビCM放映、ラジオCM放送等を行いました。

3. 「必要な講演又は講習の実施」

整備事業関係の法令・通達等に関して、整備主任者、自動車検査員等の研修並びに電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習において、静岡運輸支局と連携して新型コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底したうえで開催し、オンライン接続での開催の対応をするなど、円滑な実施に努めました。

「電気自動車等の整備の業務に関する特別教育」、「スキャンツール活用研修」など新技術・新機構に関する特別研修を実施するとともに、「4輪アライメントテスター取扱研修」、「日産e-POWER/EVサクラ技術解説及び整備」を実施し技術力の向上に取り組みました。

4. 「使用者対策」

静岡運輸支局及び自動車関連団体と協力して、自動車ユーザーに対して定期的な点検整備の必要性や保守管理意識の醸成を図るとともに、自動車ユーザーの信頼を得ることができるよう、整備相談窓口における相談体制の充実を図りました。

自動車の定期的な点検整備の必要性や保守管理意識高揚のため、国が推進する「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」に積極的に取り組みました。

5. 「行政協力」

交通安全啓発活動として、行政当局、警察、支部等の協力の下、一般道路で実施する車両の街頭検査において、車両の点検指導、排出ガス測定、定期点検整備の啓発等を行ったほか、交通安全運動期間中の啓発活動にも積極的に協力し、交通事故及び公害の防止に貢献しました。

整備工場における中高生の「職場体験学習」並びに「インターンシップ」の受け入れに際して、作業時に着用するツナギ服を提供し、自動車整備業界のPRに積極的に取り組みました。

整備業界への人材確保に向けた活動は、静岡自動車整備人材確保・育成連絡会として、中学生に対する職業講話への協力を行い、自動車整備士の認知度の向上及びイメ

ージアップに務めました。

回送運行許可制度については、運輸支局への証明行為を含め適切な許可申請及び取り扱いに協力しました。

6. 「自動車整備技術の向上及び自動車整備事業の運営、改善に関する相談、指導」

会員からの整備技術相談に対応するとともに、スキャンツール並びに四輪アライメントテスター等の貸し出しを積極的に進め、さらに活用方法等に関する講習を実施することで整備工場の技術及び知識の向上を図りました。併せてF A I N E S（ファインネス）の利用方法を案内し、整備工場に必要な整備マニュアルや作業点数表等の整備関連情報を入手する環境整備に努めました。

振興会ホームページの会員専用ページを活用して、整備事業の運営に関する情報を提供し、自動車特定整備事業者の新規申請、変更及び廃止等の届出について、申請書類等の作成指導並びにアドバイスを行うとともに、特定整備制度等を含む改正車両法の説明や、新たな電子制御装置整備の認証を受けるための申請指導等を行いました。

また、指定自動車整備事業者に対して、電子保安基準適合証及び継続検査O S Sの積極的な導入を勧め、効率的な事業運営をサポートしました。

さらに、自動車ユーザーからの整備相談窓口として、整備及び関係法令に関する苦情・相談に応じ、事業者からの問い合わせにも適切に対応しました。

7. 「その他事業」

自動車整備士養成の質的向上を図り、自動車整備技能登録試験の円滑な実施に努めるとともに、国家資格である自動車整備士技能検定試験の公正な実施に協力しました。

日整連からの受託事業として、F A I N E Sの会員管理業務、O S S申請共同利用システムの管理及び代理申請業務並びに車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修及び指導業務を実施しました。

また、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター友の会会員として、暴力団等反社会的勢力排除宣言を窓口に表示し、暴力団排除や不当要求排除運動に取り組みました。

8. 「総会、理事会、委員会及び共益事業」

定款に定められた会議を中心に諸会議を開催し、諸事業の推進を図りました。

静整振会長表彰を実施するとともに、国土交通省に対する大臣・局長・支局長功労者表彰等の上申を行いました。

「創立70周年記念式典」を開催し、式典会場でウクライナから静岡県へ避難者支援募金活動を行い、「ウクライナ希望のつばさ SHIZUOKA」へ募金を贈呈しました。また創立70周年記念誌を作成し会員に配布しました。

「静岡県自動車整備技能競技大会」を開催し、日常の業務で培った整備技術の再評

価を図り、業界全体の技術向上に努め、優勝者を静岡県代表として「第23回全日本自動車整備技能競技大会」に派遣し、準優勝という過去最高の成績を収めました。

静岡県警察本部、自販連静岡県支部と振興会の三者が連携のもと、早期にひき逃げ及び当て逃げ事故事件の解決を図ることを目的に「交通事故事件捜査等の協力に関する協定」を締結しました。

県教育委員会と協力して行う「こども110番の店」活動の一環として、県内の新入学1年生へ活動PRツール品（鉛筆・消しゴム）を進呈しました。中学生職場体験学習については、県内の会員事業場における職場体験時に着用する作業服を無償提供し、生徒の安全確保及び自動車整備業界のイメージアップを図りました。

日整連が推進する共済保険等の普及に取り組み、自動車整備事業者の経営基盤強化を図りました。

9. 「その他」

一般社団法人として、事業計画に基づき適正に事業を運営しました。